

トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税について

「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 2 7 9 号）の公布に伴い、令和 2 年 9 月 1 7 日から令和 7 年 9 月 1 6 日までの間、下記対象貨物に対する不当廉売関税が課されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 対象貨物

関税定率法別表第 2919.90 号に掲げる物品のうちトリス（クロロプロピル）ホスフェート

2 対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするもの

3 不当廉売関税率

貨物の原産地	不当廉売関税率
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）	37.2%

4 適用期間

令和 2 年 9 月 1 7 日から令和 7 年 9 月 1 6 日までに輸入されるもの

5 その他

・システムを利用して行う輸入（納税）申告について

不当廉売関税が課される貨物に係る輸入（納税）申告の際は、「内国消費税等種別コード」欄に以下のコードを入力願います。

貨物の原産地	NACCS 用コード	適用税率
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）	S009001	37.2%

本件に関する問い合わせ先

門司税関業務部統括審査官（通関総括第 2 部門担当）

TEL 050-3530-8401